



令和6年3月25日
報道発表資料

川崎市（財政局）
（経済労働局）

競輪事業特別会計において弾力条項を適用します

令和5年度における川崎市競輪事業特別会計予算において、インターネット投票の売上等が当初予算額を上回る見込みとなったことから、3月補正予算において予算額を増額したところです。しかしながら、その後に、3月補正で想定していた以上にインターネット投票の売上が伸びており、約197億円（対前年度比151%）となる見込みとなりました。

歳入予算である車券売上金の見込額が約274億円（対前年度比129%）となり、車券売上金に連動して増加する払戻金などの経費も増加し、歳出予算に不足が生じることから、弾力条項を適用することといたしました。

なお、弾力条項の適用につきましては、直近の市議会本会議で報告することとなります。

※「弾力条項」（地方自治法第218条第4項）

業務量の増加により直接必要な経費に不足が生じたときに、増加する収入に相当する金額を直接必要な経費に使用することができるよう執行に柔軟性を持たせるもの。本市では、特別会計条例第2条で競輪事業特別会計にのみ適用できると規定しています。

また、弾力条項を適用した場合には、地方自治法の規定に基づき直後の会議において議会に報告しなければなりません。

※別添資料を参照

【問合せ先】

川崎市財政局財政部財政課 土浜

電話 044-200-2179

川崎市経済労働局公営事業部総務課 山本

電話 044-233-5616

令和5年度川崎市競輪事業特別会計における弾力条項の適用について

川崎市競輪事業特別会計令和5年度当初予算における車券売上金の見込額は、245億8,266万1千円としておりましたが、インターネット投票による車券の売上が当初の見込みよりも大きく増加したことから、令和5年度3月補正予算において、車券売上金を15億3,163万円増額し、予算額を261億1,429万1千円といたしました。

予算の補正以降も、引き続きインターネット投票の売上が見込みを上回って増加しており、令和6年3月25日時点で車券売上金が253億6,020万2千円に達し、今後実施する1節3日間（3月26日～28日）の開催を加えると、車券売上金は274億1,242万8千円（12億9,813万7千円増）となる見込みです。

このため、車券売上金の増加に伴い連動して増加する払戻金などの経費も増加し、歳出予算の不足が生じる見込みであることから、地方自治法第218条第4項及び川崎市特別会計条例第2条の規定に基づき、弾力条項を適用することとしたものです。

＜車券売上金の推移＞ （単位：千円）

令和5年度当初予算額	24,582,661
現計予算額（令和5年度3月補正後）	26,114,291

（単位：千円）

川崎市営川崎競輪の開催状況	車券売上見込額	現計予算額との比較
第12回開催終了時点（3月25日時点）	25,360,202	+754,089
第13回開催（3月26日～3月28日）終了見込	27,412,428	▲1,298,137

○弾力条項適用額 1,300,000千円

（1）歳入 （単位：千円）

事項名	予算現額	弾力条項適用額	計
車券売上金	26,114,291	1,300,000	27,414,291
弾力条項を適用しない事項に係る額	1,624,623	-	1,624,623
歳入合計	27,738,914	1,300,000	29,038,914

（2）歳出 （単位：千円）

事項名	予算現額	弾力条項適用額	計
審判等競技事務委託料	256,065	9,149	265,214
電話投票業務委託料	2,251,752	212,766	2,464,518
競輪開催業務等包括業務委託料	974,419	57,911	1,032,330
全国競輪施行者協議会負担金	131,446	4,685	136,131
競輪振興法人交付金	539,314	26,887	566,201
払戻金及び返還金	19,585,719	988,602	20,574,321
弾力条項を適用しない事項に係る額	4,000,199	-	4,000,199
歳出合計	27,738,914	1,300,000	29,038,914

○弾力条項の適用について

川崎市営川崎競輪は、令和5年度、第1回（令和5年10月7日～9日）から第13回（令和6年3月26日～28日）までの58日間開催し、川崎競輪場での投票、他の競輪場や場外車券売場での投票、電話による投票、インターネットを利用した投票の方法により車券を発売しています。

インターネットによる在宅投票の売上は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による巣ごもり需要もあり令和2年度以降大幅に増加しており、令和5年度予算においてもインターネット投票を中心とした車券売上増加の傾向を見込んでいましたが、12月以降は全国的にもこれまでの傾向を上回って売上が増加し、川崎競輪においてもインターネット投票の伸びが当初の見込みを大幅に超えて増加したものです。

車券売上金は約274億円（対前年度比129%）、うちインターネット投票は約197億円（対前年度比151%）まで増加する見込みで推移している一方で、車券売上金の75%は「的中車券払戻金」に充てるほか、売上金に料率を乗じて算出する「委託料」及び「負担金補助及び交付金」などの経費については車券売上金が増加したことにより歳出予算額に不足を生じるため、地方自治法において「業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる」と規定される「弾力条項」をこの度適用することで、車券売上金を増額し、その売上金に連動する歳出予算額を確保するものとなります。

○弾力条項適用日 令和6年3月25日（月）

○今後の予定

地方自治法第218条第4項の規定に基づき、弾力条項の適用後、直近の市議会本会議での報告を予定しています。

【参考】

○ 地方自治法

(補正予算、暫定予算等)

第二百十八条 普通地方公共団体の長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを議会に提出することができる。

2～3 (略)

4 普通地方公共団体の長は、特別会計のうちその事業の経費を主として当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるもので条例で定めるものについて、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費(政令で定める経費を除く。)に使用することができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

※施行令(弾力条項の適用できない経費)

第四百九十九条 地方自治法第二百十八条第四項に規定する政令で定める経費は、職員の給料とする。

○ 川崎市特別会計条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。

(1) 川崎市競輪事業特別会計 競輪事業

(2) 川崎市卸売市場事業特別会計 卸売市場事業

(3)～(13) (略)

(弾力条項の適用)

第2条 前条第1号に掲げる特別会計においては、法第218条第4項の規定により、弾力条項を適用することができる。

○ 川崎市予算及び決算規則

(弾力条項適用の手続)

第21条 局長は、その所管する特別会計において弾力条項を適用する必要が生じたときは、弾力条項適用申請書に必要な資料を添付して財政局長に提出しなければならない。

2 財政局長は、前項の規定により提出された弾力条項適用申請書を速やかに審査し、意見を付して市長の決裁を受けなければならない。

3 財政局長は、前項の規定により決定があったときは、その旨を会計管理者及び当該局長に通知しなければならない。

4 前項に基づく通知は、歳出予算の追加配当の通知とみなす。